大妻女子大学卒業生が大妻女子大学科目等履修生として教育職員免許状等各種資格取得のために必要な科目を履修する場合の取扱い内規

令和8年1月7日　制定

大妻女子大学科目等履修生規程（以下「規程」という。）第14条に規定する取扱いについては、以下のとおりとする。

（対象科目）

第1条　本内規の対象科目（以下「対象科目」という。）は、大妻女子大学において開講する以下に該当する各種資格等の取得に係る科目とする。

(1)　教育職員免許状
(2)　図書館司書
(3)　学校図書館司書教諭
(4)　博物館学芸員
(5)　社会調査士
(6)　日本語教員養成プログラム

2　対象科目の履修は、在学中に当該課程を履修していた者に限る。ただし、在学中に課程放棄した者は除く。

（選考料）

第2条　本学卒業後5年までの者が対象科目の科目等履修生を志願する場合は、規程第3条の定めにかかわらず選考料を免除する。

（登録料）

第3条　本学卒業後5年までの者が対象科目の科目等履修生として許可された場合は、規程第5条の定めにかかわらず登録料を半額とする。

（履修料）

第4条　本学卒業後5年までの者が対象科目の科目等履修生として履修する場合は、規程第5条の定めにかかわらず履修料を半額とする。

（履修単位数）

第5条　本学卒業後5年までの者が1年間に出願できる履修科目の総単位数は、規程第9条の定めにかかわらず10単位を超えることができる。

（その他経費）

第6条　対象科目の科目等履修生として上記第1条に定める資格等の取得のために、実験・実習等の経費を要する場合は、別に実費を徴収する。

（本規程の改廃）

第7条　この規程の改廃は、大学運営会議において行う。

附　則（令和8年1月7日　大学運営会議）

この内規は、令和8年4月1日から施行する。